眼撮影装置

仕　　様　　書

隠 岐 広 域 連 合 立
隠 岐 病 院

Ⅰ．仕様書概要説明

１．調達の背景及び目的

各種網膜疾患で網膜の3D画像解析を行い診断及び治療方針の決定のために重要な情報を得る機器である。現在､加齢性黄斑変性症等に対する抗VEGF療法で診断と経過観察には必須であり本土への病院通院を余儀なくされている。

以上のことから、眼撮影装置の導入を行う。

２．調達物品及び構成内訳

品　　名：　眼撮影装置

構成内訳：		
	①本体	１台
	②解析パソコン	１台
	③液晶ディスプレイ	１台
	④電動光学台	１台
	⑤レーザープリンター	１台

Ⅱ．基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．カラー眼底撮影ができること。
２．撮影方式は、光方式であること。
３．眼底撮影可能瞳孔径は、通常時φ4.0㎜以上、小瞳孔径時φ3.3㎜以上であること。
４．眼底断層像撮影可能瞳孔径は、φ2.5㎜以上であること。
５．眼底断層像を100，000A-スキャン図/秒以上の高速撮影ができること。
６．眼底断層像撮影スキャン範囲は、横方向3～12㎜、縦方向3～12㎜であること。
７．12×9㎜広範囲の眼底断層像が撮影できること。
８．脈絡膜、強膜まで高精細な眼底断層像を撮影できること。
９．眼底断層像撮影部位を同じ撮影されたカラー眼底画像上で測定できること。
10．三次元立体画像表示及びEnfaceが可能であること。
11．電源入力は、定格電圧100V交流で使用可能であること。
12．本体の寸法は、幅360㎜以内、奥行560㎜以内、高さ600㎜以内であること。
13．当院指定（株式会社ビーライン社製Eye Base Net System）の眼科情報システムと連携すること。

Ⅲ．その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．納入物品の搬入に要する養生及び据付け並びに稼働のための調整等を行うこと。
２．装置の納入場所については、当院と協議すること。
３．納入物品の搬入、据付け及び調整については、当院と協議の上行うこと。
４．搬入、設置、配線及び調整等に要する費用は負担すること。
５．落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。
６．年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。
７．障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
８．納入検査終了後から１年間は機器の無償保証期間とし、機器が正常に稼働し、臨床上最適に使用できるように定期的な点検を実施すること。また、保証期間中に発生した使用者の過失によらない故障等に係る点検、修理等については、無償保証の対象とすること。
９．納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。
10．取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で１部以上提供し、また、電子媒体での提供も行うこと。
11．納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。
12．納入物品のうち、薬事法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。
13．納入物品のうち、眼科情報システムへの接続に要する費用は負担すること。

14. 本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。